

除却工事契約を解除

総務・経済常任委員会報告



改めて工事契約が結ばれて解体される中野団地

平成24年11月13日付けで締結した既設公営住宅解体除却工事契約（被契約者後藤建設 後藤勝美）について、建設業許可を失効していたことがわかり、解体工事の施工ができないため、総務課長から11月20日付けをもって工事契約の解除を行った旨の報告がありました。総務・経済常任委員会では、2回にわたり事務調査を行い、事務処理上の問題点と今後の再発防止に向けた議論が交わされました。

調査報告書

既設公営住宅
解体除却工事
契約の解除に
ついて

既設公営住宅の解体除却工事を落札した業者が、建設業法に基づく許可更新手続きの未了から、無資格のまま入札執行に参加・落札し、その後、工事契約の解除という事案が発生したことは、これまででも前例がなく誠に遺憾である。

指名通知を行う際に、内容の確認を行っていれば防げたことであり、行政事務の怠慢と言わざるを得ない。

また、これまで9件にわたる指名通知を行い、このうち1件は解体工事を落札し、すでに工事も完了済みとなっている。

町発注の公共事業として許されるものではなく、今後の指名委員会のあり方を含め、木古内町建設工事等入札参加資格審査の原点に立ち返り、二度とこのようなことのないよう強く要請する。

契約解除の報告

大野総務課長 本年11月13日付で締結した工事契約について、契約締結後、本人から「建設業許可を更新していない」旨の申し出があり、事実確認調査を行った結果、適格者ではないと認められたため、工事契約の解除を行っています。

指名委員会を開催し、11月30日から6か月間の指名停止処分としました。

指名通知をする際に、建設業法に基づく許可の確認をしていなかったことが原因であり、今後は一覧表で整理する等の対応を考えています。

又地委員 行政の怠慢ということは否めません。今年度に、町が発注した別の工事があるとすれば大問題です。

幅崎主査 佐女川団地内、部改修工事から今回の公営住宅解体工事まで、9件について指名をしています。

大野総務課長 このうち、7月31日までの期間で釜谷教員住宅解体工事を請

け負い、工事は完了して
います。

渡島総合振興局建設管理部の指導を得た中で、建設業法では1500万円未満の建築一式工事は許可がなくても請け負いができ、再資源化に関する届け出も80平米を超えた場合となっており、業法に違反する内容ではないと整理しました。

又地委員 需用費等の小さな修理であれば理解しますが、指名願いが出れば指名競争入札に参加できるというものはありません。指名する資格がない相手に町が指名したということには異議があります。

大野総務課長 2年に一度の指名願いを受理した時より確認していただく、許可期限等を確認せずに事務を行っていたことは申し訳なく思っています。

又地委員 この工事は、年度内にやらなければならぬものですか。

大野総務課長 社会資本整備交付金による事業であり、年度内の執行をお願いいたします。